高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領 新旧対照表

新	旧
高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領	高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
(庶務) 第4条 推進会議の庶務は、 <u>高知県文化生活スポーツ部県民生活課</u> が行う。	(庶務) 第4条 推進会議の庶務は、 <u>高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共</u> 同参画課が行う。
(その他) 第5条 この要領に定めるもののほか、 <u>推進会議</u> の運営に関し必要な事項 は、会長が別に定める。	(その他) 第5条 この要領に定めるもののほか、 <u>委員会</u> の運営に関し必要な事項は、 会長が別に定める。
附 則 この要領は、令和2年6月19日から施行する。 附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。	附 則 この要領は、令和2年6月19日から施行する。